

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川区ムーブ町屋及び町屋区民事務所維持管理業務委託	No.5200392
工（納）期	令和8年4月1日～令和10年3月31日	
契約締結日	令和8年4月1日	
契約金額	8,515,150円（税込）（令和8年度分）	

契約相手方	株式会社Keishin 東京営業所 (法人番号：4120101034419)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

<p>件名</p>	<p>荒川区ムーブ町屋及び町屋区民事務所維持管理業務委託</p>
<p>指名業者 (案)</p>	<p>名称 株式会社Keishin 東京営業所 代表者 東京都荒川区西日暮里6-13-13-201 所在地 代表取締役 高田 新太郎</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、荒川区ムーブ町屋及び町屋区民事務所の維持管理業務である。</p> <p>主管課では、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記法人を契約相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課において検討したところ、</p> <p>① ムーブ町屋及び町屋区民事務所を設置している建物（センターまちや）の清掃業務及び巡回警備業務については、センターまちや管理組合（以下「管理組合」という。）が委託事業者（以下「維持管理業者」という。）を理事会等に諮った上で決定しており、令和8年度より維持管理業者が上記業者となった。</p> <p>② 建物全体の維持管理業者と異なる事業者を本件契約の相手方として指定することは、管理組合における決定事項と異なる取扱いであること、また、別事業者の清掃用具置き場や巡回警備員の管理室を新たに確保するスペースがないこと等から、他の事業者による履行は不可能である。</p> <p>以上のことから、上記業者を契約相手方とした随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p> <p>○本件契約は、長期継続契約とする契約を定める条例（平成17年条例第56号）及び同条例施行規則の規定に該当するため、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの長期継続契約を締結する。</p>